

1 議事日程（2日目）

〔令和5年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和5年3月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第3 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第4号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第17号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第18号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第19号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第20号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第22号 令和5年度太宰府市下水道事業会計予算について
- 日程第21 意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | |
|----|-----------|----|----------|
| 1番 | タコスキッド 議員 | 2番 | 馬場 礼子 議員 |
| 3番 | 今泉 義文 議員 | 4番 | 森田 正嗣 議員 |
| 6番 | 入江 寿 議員 | 7番 | 木村 彰人 議員 |
| 8番 | 徳永 洋介 議員 | 9番 | 船越 隆之 議員 |

10番 堀 剛 議員
12番 原 田 久美子 議員
14番 陶 山 良 尚 議員
16番 長谷川 公 成 議員
18番 門 田 直 樹 議員

11番 笠 利 毅 議員
13番 神 武 綾 議員
15番 小 島 真由美 議員
17番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	原 口 信 行	
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長	山 浦 剛 志	
総 務 部 経 営 企 画 担 当 理 事	村 田 誠 英	市 民 生 活 部 長	中 島 康 秀	
健 康 福 祉 部 長	川 谷 豊	<small>健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長</small>	行 武 佐 江	
都 市 整 備 部 長	高 原 清	<small>都市整備部理事 兼総務部理事</small>	山 崎 謙 悟	
観 光 経 済 部 長	友 添 浩 一	教 育 部 長	中 山 和 彦	
教 育 部 理 事	堀 浩 二	<small>兼文化学習課長</small>	教 育 部 理 事	藤 井 泰 人

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木 村 幸代志	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	三 舛 貴 市	書 記	井 手 梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておっております。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第2、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。議案第1号及び議案第2号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんでした。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第1号は同意することに決定しました。

〈同意 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんでした。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第2号は可決することに決定しました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第13まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第3、議案第3号「市道路線の認定について」から日程第13、議案第13号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第3号から議案第13号までについては、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第3号は建設経済常任委員会に付託します。次に、議案第4号は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託します。次に、議案第5号から議案第8号までは総務文教常任委員会に付託します。次に、議案第9号から議案第13号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第20まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第14、議案第15号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第4号)について」及び日程第15、議案第17号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」から日程第20、議案第22号「令和5年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第15号及び議案第17号から議案第22号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第15号及び議案第21号、議案第22号は建設経済常任委員会に付託します。次に、議案第17号から議案第20号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書

○議長(門田直樹議員) 日程第21、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対

策の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番神武綾議員。

[13番 神武綾議員 登壇]

○13番（神武 綾議員） 日程第21、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由に代えさせていただきます。

提出者は私、神武綾、賛成者は太宰府市議会笠利毅議員です。

建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書。

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和3年、2021年5月17日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業10社の賠償を認める判決を下した。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して賠償責任に基づく給付金を支払う特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、略称建設アスベスト給付金法を成立させ、令和4年、2022年1月に給付金制度が開始された。

しかし、同法は給付金支給対象者が限定されており、アスベスト建材製造企業による補償の在り方も定められていない。また、大気汚染防止法等のアスベスト関連法改正により、規制が強化された。令和4年、2022年4月から一定規模以上の工事は事前調査結果の報告が必須となり、建物所有者である国民の負担が増加する。その負担を避けようと無届、違法工事が横行すれば、国民や建設業従事者の健康被害も心配される。

よって、国においては、次の事項について必要な措置を講じるよう強く求めるものである。

1、建設アスベスト給付金法附則第2条に基づいてアスベスト建材製造企業による補償を措置し、被害者の救済を図ること。

2、アスベスト被害者がひとしく救済されるよう、給付金の対象者について拡大し必要な措置を行うこと。

3、アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物アスベスト改修事業について調査、除去費用の助成制度を拡充すること。

4、地方公共団体におけるアスベスト監視対策に対する財政支援を拡大すること。

5、国全体の課題と捉え、国民や事業者に対しアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正の周知徹底を図ること。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月10日午後1時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時07分

~~~~~ ○ ~~~~~